

【ドイツ】 新連立政権の政策課題

海外立法情報課 渡辺 富久子

* 2013年9月22日の連邦議会議員選挙の結果を受け、キリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU)、及び社会民主党(SPD)の各党党首は11月28日に連立協定に合意し、12月17日に大連立政権が発足した。

1 背景

2013年9月22日の連邦議会議員選挙の後、全631議席中311議席を獲得して選挙に大勝したCDU/CSUは、193議席を獲得した第2党のSPDと連立交渉を開始した。SPDは、法定最低賃金の導入や二重国籍の容認等を連立の条件とした上、合意した連立協定(注1)をSPDの約47万人の党員の投票に付すこととしたため、交渉は難航した。SPDの党員投票の結果は12月14日に判明し、有効投票数の約76%が大連立政権に賛成であったため、大連立政権が正式に発足することとなった。

連邦議会においては連立与党議員が8割弱を占めることとなる一方、州政府の代表が構成する連邦参議院においては、CDU/CSUとSPDが連立を組む5州が18票、CSUが単独政権を取るバイエルン州が6票及びSPDが単独政権を取るハンブルク州が3票であり、合計27票は全69票の過半数に至っていない(注2)。

2 連立協定の概要

「ドイツの未来を創る」と題する連立協定は、前文と8部で構成され、185ページに及び、新政権が今後4年間の議会期に取り組む政策課題を示したものである。以下いくつかの政策分野について、その概要を紹介する。

(1) 二重国籍

従来、ドイツで生まれた移民の子は、23歳に達するまではドイツ国籍と親の国籍を有するが、それまでにいずれかの国籍を選択しなければならない(注3)。しかし、今後はドイツで出生した移民の子には二重国籍が容認され、国籍を選択する必要がなくなる。ただし、その親等これに該当しない者には二重国籍は容認されない。

(2) 法定最低賃金

2015年1月1日から、全国一律で時給8.5ユーロの法定最低賃金を導入する(注4)。ただし、2016年末までは、これを下回る賃金を定める労働協約もなお有効とするため、本格実施は2017年1月1日からとなる。法律は、最低賃金が適用されることになる全部門の労使と協議して起草され、季節労働者等を法定最低賃金の適用除外とすることができるとされた。

法定最低賃金は、労使で構成される委員会により定期的に見直される。最初の見直しは 2017 年 6 月 10 日に行われ、これは 2018 年 1 月 1 日から効力を有する。当該委員会は、使用者団体及び労働者団体から各 3 名並びに委員長から構成される。

(3) 年金・介護

1991 年以前に出産をした女性の年金については、2014 年 7 月 1 日以降、子 1 人につき 1 年金ポイントを増額する（母親年金）（注 5）。

現在、年金受給開始年齢を 65 歳から段階的に 67 歳に引き上げているが、45 年間年金保険料を納付した者は、2014 年 7 月 1 日以降、通常より 2 年早く、年金の満額を受給することができる。保険料の納付期間には失業期間も算入される。

40 年以上保険料を納付した者で、年金受給額が 30 年金ポイント（注 6）未満のものは、2017 年以降、同ポイントまで増額される（生涯功労年金：Lebensleistungsrente）。保険料の納付期間には、5 年までの失業期間も算入される。その財源は、税金とする。

要介護の定義を見直し、特に認知症患者に対する給付を改善する。介護保険の保険料を 2 段階で 0.5%引き上げる。

(4) 交通・建設・通信

緊急に必要な公共交通インフラのために、4 年間で総額 50 億ユーロを追加的に投じる。交通インフラの整備においては、今後は維持及び補修を優先し、連邦政府は、2 年ごとに交通インフラ報告書を連邦議会に提出する。

その財源を補完するために、高速道路及び特定の連邦道路の走行距離に応じて大型貨物車に課金されている通行料金（Lkw-Maut）の対象を全ての連邦道路に拡大する。さらに、乗用車についても、ピニエット方式（注 7）の利用者課金を行う（Pkw-Maut）。ただし、乗用車に対する課金は、国内の乗用車については負担が増加しないようにする（注 8）。このための立法は、2014 年中に行う。

大都市の家賃の上昇を抑制するために、今後 5 年間、特定の人口過密地域において、家主が別の借家人に住宅を貸す際の家賃の引上げを地域の基準家賃の 10%以内に州が制限することを可能とする。

2018 年までに、全国に 50 メガビット/秒のブロードバンドが敷設されるように、連邦は人口の少ない自治体を支援する。都市部においては、公共の無線 LAN を整備する。

(5) エネルギー政策

電力供給に占める再生可能エネルギーの現在の割合 25%を 2025 年までに 40%～45%、2035 年までに 55%～60%に引き上げることを目標とする。再生可能エネルギーによる発電の促進のために、系統運用者は再生可能エネルギーによる電力を法定固定価格（補償金額）で買い取り、この補償金額と電力の市場価格との差額を消費者が賦課金として負担しているが、電気料金が高騰しないよう、制度を見直す。陸上風力発電については、風の強い地域において補償金額を引き下げる。洋上風力発電について

は、早期の投資を促進する補償制度の期限を 2017 年末から 2019 年末に延長する。また、洋上風力発電の増強目標は、2020 年に 6.5GW とし、2030 年までに 15GW とする（注 9）。消費者が電気料金に上乗せして支払う賦課金の額について、特定の製造業者のための優遇措置を見直す。従来法律で定めてきた補償金額を入札で決める実証実験を 2016 年までに行い、この成果が出れば 2018 年から補償金額を入札で決める制度を導入する。これらを実施するために、再生可能エネルギー法を 2014 年中に改正する。

電力供給の確保を図り、石炭や天然ガスの十分な予備発電能力を維持する仕組みを作る。

(6) 女性役員・役員報酬

2016 年以降に上場企業に設置される監査役会に占める女性監査役の割合を 30%以上とする。この目標が達成されない場合には、不足する女性監査役を欠員にする旨のルールを設ける。また、上場企業は、監査役会及び取締役会に占める女性の割合を増やすための目標を設定して公表し、第 18 議会期（2013～2017 年）中にこれを達成しなければならない。

役員報酬は、株主総会で決定するものとする。

(7) ユーロ政策・金融政策

ドイツは、欧州通貨同盟において、引き続き連帯支援を行う用意があるが、ユーロ加盟国が自国の債務の責任を引き受けるという原則を維持しなければならない。国家債務の共同化は、各加盟国の政治の方向性を誤らせるおそれがある。

EU における協力を強化して、株式、債券、為替及びデリバティブの取引を対象とする金融取引税を導入する。その際、金融取引税が老齢年金、個人投資家及び実体経済に与える影響を評価して、悪影響が生じないようにする。

(8) 財政

連邦、州、地方自治体及び社会保障基金（一般政府）は、前政権が定めた均衡予算の原則（基本法第 109 条）（注 10）を遵守する。一般政府の累積債務残高の対 GDP 比率を、2012 年の 81%から 10 年以内に 60%未満に引き下げる。中期目標として、2017 年末までに 70%以下への引下げを図る。2014 年の連邦予算は、景気等の影響を除き均衡予算とし、2015 年以降、連邦予算を純新規債務のないものとする。

2019 年までに連邦と州間の財政関係を見直し、財政調整制度を新しいものとする。このために、連邦及び州の代表による委員会を設置し、委員会は連邦と州間の財政関係について提言を行う。委員会には、自治体の代表も加わる。

3 連立協定の影響

連立協定では増税をしない方針であるが、現在の景気が良好であることから、無条件に支出を認める「優先的な政策」が 10 項目（障害者支援及び保育所や学校のための

自治体の負担軽減、交通インフラへの投資、都市開発等）掲げられた。その総額は 4 年間で 230 億ユーロであり、また、母親年金及び生涯功労年金による年金基金からの給付の増加は 4 年間で 400 億ユーロと報道されている（注 11）。この年金基金の支出の増大は、次世代の負担を重くすると見られている。法定最低賃金の導入により、東ドイツ地域において失業者が増加することも懸念されている（注 12）。

注(インターネット情報は 2013 年 12 月 16 日現在である。)

- (1) Koalitionsvertrag zwischen CDU, CSU und SPD, 18. Legislaturperiode. *Deutschlands Zukunft gestalten*. <<https://www.cdu.de/sites/default/files/media/dokumente/koalitionsvertrag.pdf>>
- (2) „Schwarz-Rot ohne Mehrheit,“ *Das Parlament*, 18. November 2013, S,4.
- (3) ただし、他の EU 加盟国やスイス出身の移民には、既に二重国籍が容認されている。また、国籍離脱を容認しないイランやモロッコ等の国からの移民にも二重国籍が容認されている。今回の連立協定に記載された措置では、主にトルコ系移民に対する影響が大きい。„Deutschsein auf Abruf,“ *Frankfurter Rundschau*, 13. November 2013, S,2.
- (4) 従来、ドイツでは、産業別労働協約による最低賃金が保障されることが一般的であったが、ドイツ統一後、産業別労働協約から離脱する企業が増え、企業別労働協約においてより低い賃金を定める事例が増えてきたことが背景にある。齋藤純子「ドイツの最低賃金規制」『レファレンス』733 号, 2012.2, pp.27-51 を参照。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3480642_po_073302.pdf?contentNo=1>
- (5) 1992 年以降は 3 年までの育児期間が年金保険の保険料納付期間とみなされているが、1991 年以前は育児期間の考慮が不十分であった。倉田賀世『子育て支援の理念と方法—ドイツ法からの視点—』北海道大学出版会, 2008, pp.152-161. 母親年金の受給資格がある女性は 900 万人とされ、現行の換算では、西ドイツ地域で 28.14 ユーロ/月、東ドイツ地域で 25.74 ユーロ/月の増額とされている。„Deutschlands Zukunft gestalten,“ *Handelsblatt*, 28. November 2013, S,5.
- (6) 現行の換算では、西ドイツ地域で約 844 ユーロ。„Teures Bündnis,“ *Süddeutsche Zeitung*, 28. November 2013, S,6.
- (7) ビニエットとは、特定の道路の走行に必要な証紙。西川了一・昆信明「重量貨物車の道路利用課金に関するユーロビニエット指令の動向と我が国への示唆」『運輸政策研究』14(1), 2011, pp.24-34.
- (8) 例えば、ビニエットの料金に相当する額だけ自動車税を減額することが検討されている。そのため、実質的には外国人のみの負担となるとされている。„Was bleibt von der CDU?,“ *Handelsblatt*, 29. November 2013, S,54.
- (9) 洋上風力発電の増強目標は、これまで 2020 年までに 10GW とされていたが、現実に合わせて下方修正された。
- (10) 山口和人「ドイツの第二次連邦制改革（連邦と州の財政関係（1）—基本法の改正」『外国の立法』243 号, 2012.2, pp.3-18 を参照。 <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166438_po_024301.pdf?contentNo=1>
- (11) „Operation Stillstand,“ *Handelsblatt*, 28. November 2013, S,4.
- (12) „Der Preis der Koalition,“ *Handelsblatt*, 23. Oktober 2013, S,4.